

詳細資料③ 年金制度の国際比較

(平成26年1月作成)

	日本	アメリカ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 厚生年金保険 国民年金 共済年金 全居住者	1階建て (適用対象外) 老齢・遺族・障害保険 無業者 被用者及び自営業者	2階建て (適用対象外) 国家第2年金 基礎年金 職域年金 無業者等 被用者及び自営業者	1階建て (適用対象外) 一部自営業者年金 一般年金保険 鉱山労働者年金保険 無業者・自営業者 被用者及び一部自営業者	1階建て (適用対象外) 職域毎の自治制度 一般制度 特別制度 無業者自営業者 被用者	1階建て 保証年金 所得比例年金 無業者等 被用者及び自営業者
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率(2013年末)	(一般被用者) 厚生年金保険：17.120% (2013.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額(2013.4～、月あたり15,040円)	12.4% 本人：6.2% 事業主：6.2%	(一般被用者) 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% ※保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用	(一般被用者) 18.9% (労使折半)	(一般被用者) 16.85% 本人：6.85% 事業主：10.0%	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.17%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)
支給開始年齢(2013年末)	国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金保険：男性：61歳 女性：60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性：65歳 女性：61歳11か月 ※女性について2018年までに65歳に引き上げられた後、男女ともに2020年までに66歳に引上げ ※さらに、2034年から2046年にかけて男女ともに66歳から68歳に引上げ	65歳2か月 ※2029年までに67歳に引上げ	61歳2か月 ※2017年までに62歳に引上げ	61歳以降本人が選択(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
年金受給のために必要とされる加入期間	25年 (2015年10月に、25年から10年に短縮される予定)	40加入四半期(10年相当)	なし	5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	原則なし ※2011年・2012年については一時的な特例措置として保険料率が2%引下げられたため、不足分を補うために国庫負担が行われた。	原則なし	給付費の27.8%(2012年)	一般税、一般社会拠出金(CSG)等より約31.4%(2012年)	保証年金部分

資料出所 ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2012 / The Americas, 2011  
 ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union  
 ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会)  
 ・ 各国政府の発表資料 ほか